

管財課車両による人身事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年(2015年)6月2日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

管財課車両による人身事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を求めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成27年(2015年)4月19日

町田市長 石 阪 丈 一

## 損害賠償の額の決定について

管財課車両による人身事故に係る損害賠償の額を下記のとおり決定する。

期

- 1 事故発生年月日 2014年11月20日
- 2 事故発生場所 稲城市東長沼1732番地
- 3 事故の概要 管財課車両が停車した前走車両に追突し、相手方運転者を負傷させたもの
- 4 事故の種別 人身事故
- 5 被害者の住所
- 6 被害者の氏名
- 7 損害賠償の額 981,102円